

目

次

	頁
第 20 号議案 埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例	89
第 21 号議案 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	91
第 22 号議案 埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例.....	92
第 23 号議案 埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する条例	95
第 24 号議案 埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する条例	96
第 25 号議案 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	97
第 26 号議案 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	106
第 27 号議案 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	107
第 28 号議案 埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例	109
第 29 号議案 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	110

第二十号議案

埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例

(設置)

第一条 公共施設等の長寿命化等の計画的な推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県公共施設長寿命化等推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、公共施設等の長寿命化等の計画的な推進に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(埼玉県社会福祉施設整備基金条例の廃止)

2 埼玉県社会福祉施設整備基金条例（昭和四十三年埼玉県条例第四十二号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の条例に基づく埼玉県社会福祉施設整備基金に属する現金及び有価証券は、この条例に基づく基金に属する現金及び有価証券とみなす。

平成二十九年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

公共施設等の長寿化等の計画的な推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉
県公共施設長寿化等推進基金を設置したので、この案を提出するものである。

第二十一号議案

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「二千三百六十三人」を「二千四百一人」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

埼玉県立循環器・呼吸器病センターの診療体制の充実等に対処するため、職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第二十二号議案

埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例

(埼玉県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二条第二項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。第六条第二項、第二十五条第一項及び第六十八条において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、同条第六項中「第二項」の下に「(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 この条例において「個人識別符号」とは、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則又は実施機関(知事を除く。)の規則その他の規程(以下「規則等」という。)で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第三条中「(平成十五年法律第五十七号)」を削る。

第四条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第六条第二項中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録(第二十五条第一項及び第六十八条において

「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第七条の見出しを「（要配慮個人情報の取扱いの制限）」に改め、同条中「思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第九条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

第十三条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第十三条第一項第十号中「規則又は実施機関（知事を除く。）の規則その他の規程（以下「規則等」という。）」を「規則等」に改め、同条第二項第十一号中「第二条第七項第二号」を「第二条第九項第二号」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「至った」の下に「とき、又は第二条第四項に規定する規則等の改正により第一項第五号の二に掲げる事項に変更があった」を加える。

第十七条第三号中「含む。」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第十八条第二項中「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

第三十五条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に、「同法」を「番号法」に改め、「第二項」の下に「（これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十六条第一項第一号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第五十一条中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改め、「。第五十三条において同じ」を削り、「第五十一条」を「第七十七条」に、「主務大臣の」を「個人情報保護委員会の権限及び同法第四十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された」に改める。

第五十三条から第五十八条までを次のように改める。

第五十三条から第五十八条まで 削除

第六十二条の見出しを「（実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情処理）」に改める。

第六十六条中「第二条第七項第一号」を「第二条第九項第一号」に改める。

（埼玉県情報公開条例の一部改正）

第二条 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「記録をいう。」の下に「第十条及び」を加える。

第十条第一号中「記述等」の下に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載さ

れ、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。」を加え、「照合することにより、」を「照合することができ、それにより」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正後の埼玉県個人情報保護条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第二条第一項に規定する実施機関が保有している同条第九項に規定する個人情報ファイルであつて、改正後の条例第十三条第一項第五号に規定する記録情報に改正後の条例第二条第四項に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後の条例第十三条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成二十九年埼玉県条例第 号）の施行後遅滞なく」とする。

平成二十九年二月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律等の一部改正を踏まえ、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第二十三号議案

埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する条例

埼玉県医療施設耐震化基金条例（平成二十一年埼玉県条例第六十七号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

埼玉県医療施設耐震化基金を廃止したいので、この案を提出するものである。

第二十四号議案

埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する条例

埼玉県地域医療再生基金条例（平成二十一年埼玉県条例第六十八号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

- 96 -

平成二十九年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

埼玉県地域医療再生基金を廃止したいので、この案を提出するものである。

第二十五号議案

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第六十六号」を「第六十八号」に改め、同条第二十号中「第六十七号」を「第六十九号」に改め、同条第二十一号中「第六十八号」を「第七十号」に改め、同条第二十二号中「第六十九号」を「第七十一号」に改め、同条第二十三号中「第七十号」を「第七十二号」に改め、同条第二十四号中「第七十一号」を「第七十三号」に改め、同条第二十五号中「第七十二号」を「第七十四号」に改め、同条第二十六号中「第七十五号」を「第七十七号」に改める。

別表都市整備部の項第一号中「第四百号イ及び第八号イ」を「第六号イ及び第十一号イ」に改め、同項第五号中「第九十八号ハ、第四百号ハ及び第八号ハ」を「第百号ハ、第六号ハ及び第十一号ハ」に改め、同項第百十一号中「書類」の下に「又はこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、同号を同項第百十四号とし、同項第百十号中「第八号金額の欄イ」を「第百十一号金額の欄イ」に、「第百八号金額の欄ロ」を「第百十一号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百十三号とし、同項第百九号中「書類」の下に「又はこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、「第八号第二号イ」を「第十号第二号イ」に、「第八号第一号イ(1)」を「第十号第一号イ(1)」に、「第八号第一号イ(2)」を「第十号第一号イ(2)」に改め、同号を同項第百十二号とし、同項第百八号を同項第百十一号とし、同項第百七号中「(平成二十七年法律第五十三号)」を削り、「書類」の下に「又はこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、「(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号)第八号第二号イ」を「第十号第二号イ」に、「第八号第一号イ(1)」を「第十号第一号イ(1)」に、「第十号第一号イ(1)」に、「第八号第一号イ(2)」を「第十号第一号イ(2)」に改め、同号を同項第百十号とし、同項第百六号中「第百四号金額の欄イ」を「第百六号金額の欄イ」に、「第百四号金額の欄ロ」を「第百六号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二	建築物エネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能	イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による場合
適合性判	エネルギー消費性能	エネルギー消費性能	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を

十七年法律第五十三号)第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第二項若しくは第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

定手数料

- 定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号)第一条第一項第一号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計(知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号及び第百十五号において同じ。)が三百平方メートル未満のもの
二十六万七千円
 - (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
四十三万二千円
 - (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
六十一万六千円
 - (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
七十五万九千円
 - (五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
八十九万八千円
 - (六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
百二十四千円
- (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
十万二千円
 - (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
十七万千円

-
-
-
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
二十七万七千円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
三十六万二千円
- (五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
四十三万五千元
- (六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
五十一万円
- ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定による場合
- (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
十三万三千五百円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
二十一万六千円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
三十万八千円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
三十七万九千五百円
- (五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
四十四万九千円
- (六) 床面積の合計が二万五千平方メートル
-

	<p>(2) トル以上のもの 五十一万二千円</p> <p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五万千円</p> <p>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 八万五千五百円</p> <p>(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十三万八千五百円</p> <p>(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十八万千円</p> <p>(五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 二十一万七千五百円</p> <p>(六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 二十五万五千円</p>

別表都市整備部の項第百五号中「書類」の下に「又はこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、同号金額の欄ロ中「非住宅建築物」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、同欄ロに次のように加え、同号を同項第百七号とする。

	<p>(5) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（知事が別に定める場合に限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 四万五千五百円</p> <p>(二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 七万九千円</p> <p>(三) 床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの</p>
--	--

(四) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの (五) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの (六) 床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	十二万九千五百円 十七万五千五百円 二十万七千円 二十四万三千円
---	---

別表都市整備部の項第百四号を同項第百六号とし、同項第百三号中「(住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項の登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十六条第一項の登録建築物調査機関が作成したものに限る。第百五号イにおいて同じ。)」を「又はこれに類する書類として知事が別に定めるもの」に、「及び第百五号」を「及び第百七号」に改め、同号金額の欄口中「非住宅建築物」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、同欄口に次のように加え、同号を同項第百五号とする。

(5) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(知事が別に定める場合に限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (一) 床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 九万千円 (二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十五万八千円 (三) 床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 二十五万九千円 (四) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 三十四万三千円 (五) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 四十一万四千円 (六) 床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの 四十八万六千円	
--	--

別表都市整備部の項中第百二号を第百四号とし、第百一号を第百三号とし、同項第百号中「第九十八号金額の欄イ」を「第百号金額の欄イ」に、「第九十八号金額の欄ロ」を「第百号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百二号とし、同項中

第九十九号を第一百一号とし、第九十八号を第百号とし、同項第九十七号金額の欄
 イ中「第九十九号」を「第一百一号」に、「第百号」を「第百二号」に改め、同欄
 ロ中「第九十九号」を「第一百一号」に改め、同号を同項第九十九号とし、同項中
 第九十六号を第九十八号とし、第三十五号から第九十五号までを二号ずつ繰り下
 げ、第三十四号の次に次の二号を加える。

<p>三十五 建築基準 法第六十条の三 第一項第三号の 規定に基づく建 築物の容積率又 は建築面積の最 低限度の特例の 許可の申請に対 する審査</p>	<p>特定用途 誘導地区 内におけ る建築物 の容積率 又は建築 面積の最 低限度の 特例許可 申請手数 料</p>	<p>十六万円</p>
<p>三十六 建築基準 法第六十条の三 第二項ただし書 の規定に基づく 建築物の高さの 最高限度の特例 の許可の申請に 対する審査</p>	<p>特定用途 誘導地区 内におけ る建築物 の高さの 最高限度 の特例許 可申請手 数料</p>	<p>十六万円</p>

別表都市整備部の項に次の一号を加える。

<p>百十五 建築物の エネルギー消費 性能の向上に関 する法律施行規 則（平成二十八</p>	<p>建築物エ ネルギー 消費性能 確保計画 軽微変更</p>	<p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定 める省令第一条第一項第一号イに定める 基準に適合するもの 次に掲げる区分に 応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が三百平方メートル未</p>
---	---	--

年国土交通省令
第五号) 第十一
条の規定に基づ
く軽微な変更
に該当しているこ
とを証する書
面の交付の申請
に対する審査

該当証明
書交付申
請手数料

- 満のもの 十三万三千五百円
- (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二十一万六千円
- (3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三十万八千円
- (4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十七万九千五百円
- (5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十四万九千円
- (6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万二千元
- ロ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五万千円
- (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 八万五千五百円
- (3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十三万八千五百円
- (4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十八万千円
- (5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 二十一万七千五百円

		(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 二十五万五千円
--	--	---------------------------------------

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百八十一号を第三百八十五号とし、第三百六十四号から第三百八十号までを四号ずつ繰り下げ、第三百六十三号を第三百六十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百六十七	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付 申請手数料
-------	--------------------------------------

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百六十二号を第三百六十五号とし、第三百五十九号から第三百六十一号までを三号ずつ繰り下げ、第三百五十八号を第三百六十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百六十一	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
-------	----------------------

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百五十七号を第三百五十九号とし、第二百九十四号から第三百五十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二百九十三号の次に次の二号を加える。

二百九十四	特定用途誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の 最低限度の特例許可申請手数料
二百九十五	特定用途誘導地区内における建築物の高さの最高限度の特例 許可申請手数料

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の額を定めるとともに、証紙による収入の方法により徴収することとしたいので、この案を提出するものである。

第二十六号議案

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

- 106 -

別表診療及び検査の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「四、三二〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 病院が表示する診療時間以外の時間における診察（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）については、一回につき八、六四〇円の範囲内において病院事業管理者が定める額

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年二月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

病院事業に係る料金を新たに設定する等したいので、この案を提出するものである。

第二十七号議案

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

学校種別	職員種別	職員の数	職員の数	職員の数
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	八、一七九	三、九七六	九、六一七	一六、四〇〇
県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）	一、四二八	四六五	五〇九	一、〇一一
県立及び市町村立の特別支援学校	人	人	人	人
市町村立小学校	人	人	人	人
その他の職員	人	人	人	人

附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、一七九人」とあるのは「八、二四二人」と、「九、六一七人」とあるのは「九、七二一人」とする。

平成二十九年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

市町村立学校職員給与負担法の一部改正によりさいたま市の義務教育諸学校等の教職員が県費負担教職員から除外されることに伴い、並びに高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第二十八号議案

埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例

埼玉県美術作品取得基金条例（昭和五十四年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（処分）

第六条 知事は、財政上特に必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の目的を妨げない範囲内において、基金に属する現金の一部を処分することができる。

2 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は、その処分額に相当する額が減少するものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年二月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

埼玉県美術作品取得基金の一部を処分できるとしたので、この案を提出するものである。

第二十九号議案

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百八十七人」を「二百八十九人」に、「六百七十七人」を「六百八十八人」に、「六千八百八十八人」を「六千九百二十六人」に、「三千六百八十八人」を「三千六百二十九人」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年二月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

警察事務の増大に伴い、警察官の階級別の定数を改定したいので、この案を提出するものである。